

綾瀬市

保育士奨学金返済補助金 Q&A

No	質問
補助対象者に関すること（P3）	
1	どこの施設が該当しますか。
2	いつから雇用された人が対象ですか。
3	保育士以外に対象となる資格はありますか。
4	非常勤保育士も対象になりますか。
5	保育士養成校以外の学校で奨学金を貸与し、現在保育士として雇用されています。対象になりますか。
補助対象期間に関すること（P4～6）	
6	補助対象期間はいつまでですか。 例① 新卒の新採用職員で奨学金の返済が10月から開始する方 例② 新採用職員で既に奨学金を返済している方 例③ 年度途中で雇用され、既に奨学金を返済している方 例④ 補助対象期間の途中で退職した場合
7	法人内異動があった場合、補助対象期間はどうなりますか。
8	産前・産後休暇中は対象になりますか。
9	育児・介護休業、療養休暇中は対象になりますか。
補助額に関すること（P7～9）	
10	補助額はいくらですか。 例① 新卒の新採用職員で奨学金の返済が10月から開始する方 例② 新採用職員で既に奨学金を返済している方 例③ 年度途中で雇用され、既に奨学金を返済している方
11	繰上返済をした場合、補助額はどうなりますか。

申請に関すること (P10)	
12	申請から支払いまでの流れを教えてください。
13	補助金はいつ支払われますか。
14	奨学金の貸与を受けていることを証明する書類とはどのようなものですか。
15	奨学金を返済したことを証明する書類とはどのようなものですか。
16	申請した内容に変更が生じました。どのような手続きが必要ですか。

補助金についての詳細は、
市ホームページより御確認ください。

QR を読み取り又はクリック⇒



Q1 どの保育施設が該当しますか。

A 市内の私立認可保育所・認定こども園・小規模保育事業が対象です。
詳細は QR を読み取るかクリックをしてください。



Q2 いつから雇用された人が対象ですか。

A 令和2年4月1日以降に雇用された方が対象です。

Q3 保育士以外に対象となる資格はありますか。

A 対象となる資格は保育士のみです。また、保育士の資格を取得していても、保育士として雇用されていない場合は対象になりません。

Q4 非常勤保育士も対象になりますか。

A 非常勤保育士も対象です。ただし期間の定めのない労働契約をしていて（1年以上の期間の労働契約を含む）、1日6時間以上かつ1か月20日以上（それと同等の勤務条件と市長が認める者を含む。）常態的に勤務する方で、社会保険の被保険者が対象です。

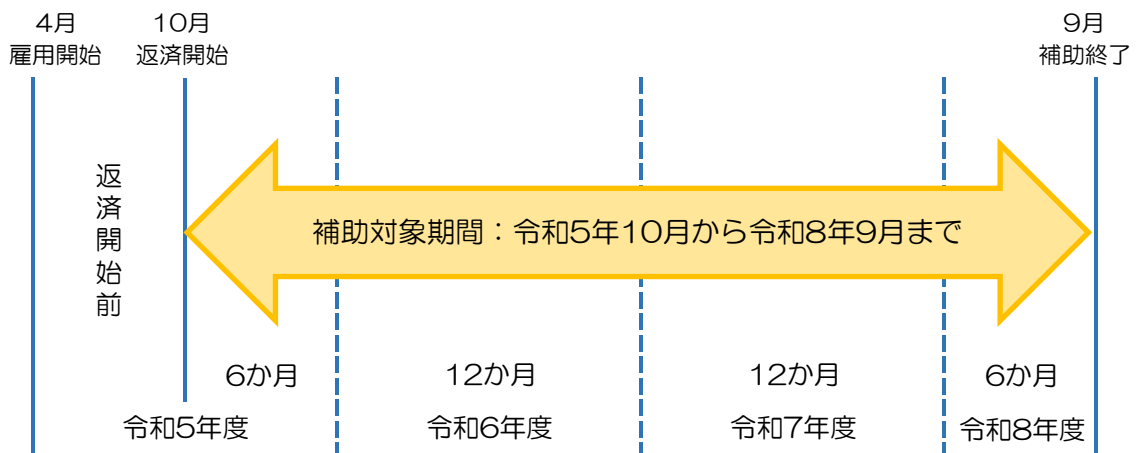
Q5 保育士養成校以外の学校で奨学金を貸与し、現在保育士として雇用されている場合、対象になりますか。

A 対象となりません。本補助金は奨学金を利用して保育士の資格を取得した方が対象になるため、保育士養成校以外の学校は対象になりません。

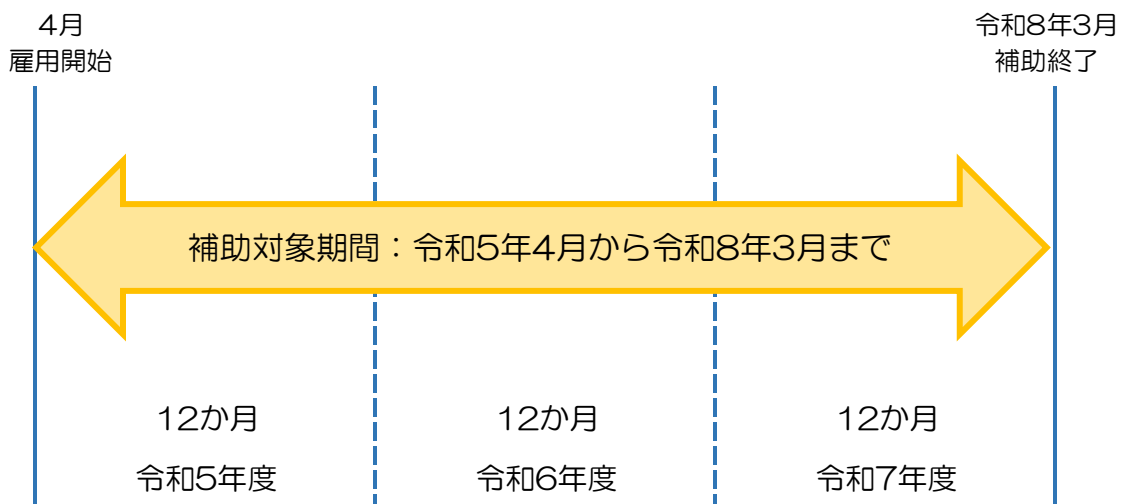
Q6 補助対象期間はいつまでですか。

A 補助対象者の要件すべてに該当することとなった日の属する月から最長で36か月です。ただし、途中で退職した場合等、補助対象者の要件に該当しなくなった場合は、該当しなくなった日の属する月までが対象です。

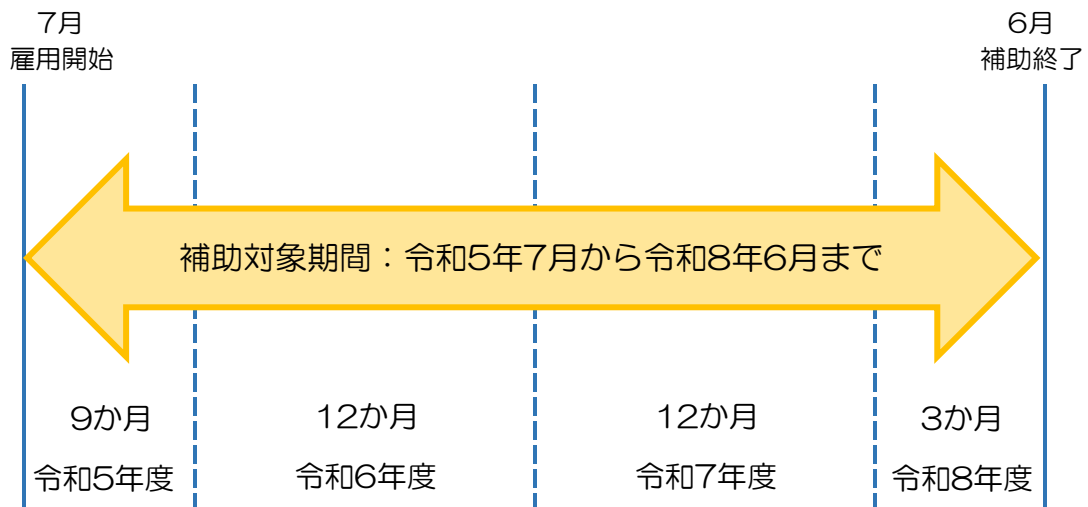
例① 新卒の新採用職員で奨学金の返済が10月から開始する方
令和5年4月に雇用開始の場合



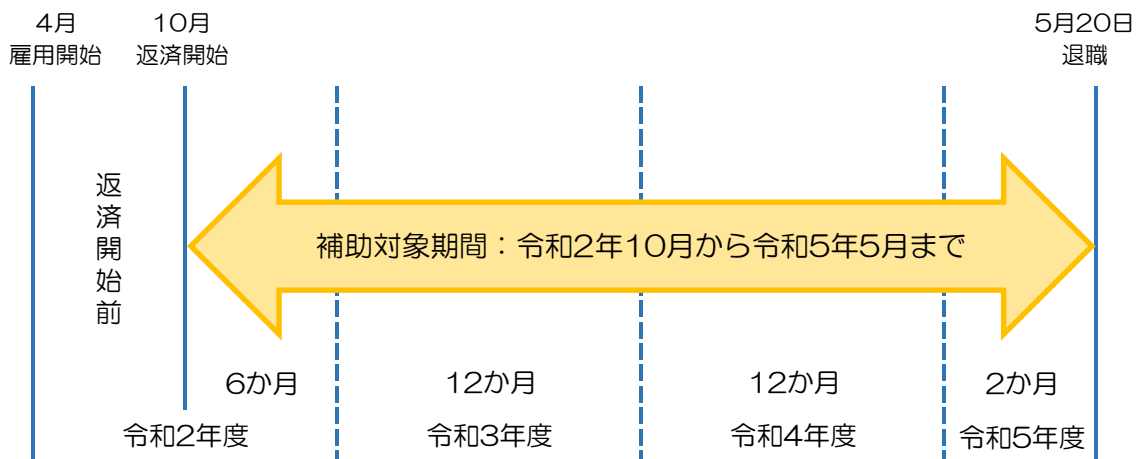
例② 新採用職員で既に奨学金を返済している方
令和5年4月に雇用開始の場合



例③ 年度途中で雇用され、既に奨学金を返済している方
令和5年7月に雇用開始の場合



例④ 補助対象期間の途中で退職した場合
令和2年4月に雇用され、奨学金の返済を10月から開始し、
令和5年5月に退職した場合



Q7 法人内異動があった場合、補助対象期間はどのようになりますか。

A 異動日から新たに補助対象期間をカウントすることはありません。
補助対象となった月から36か月までが補助対象期間です。また、法人内異動で綾瀬市以外の保育施設に勤務することになった場合は、市内の保育施設に勤務する月までが補助対象期間になります。

Q8 産前・産後休暇取得中は対象になりますか。

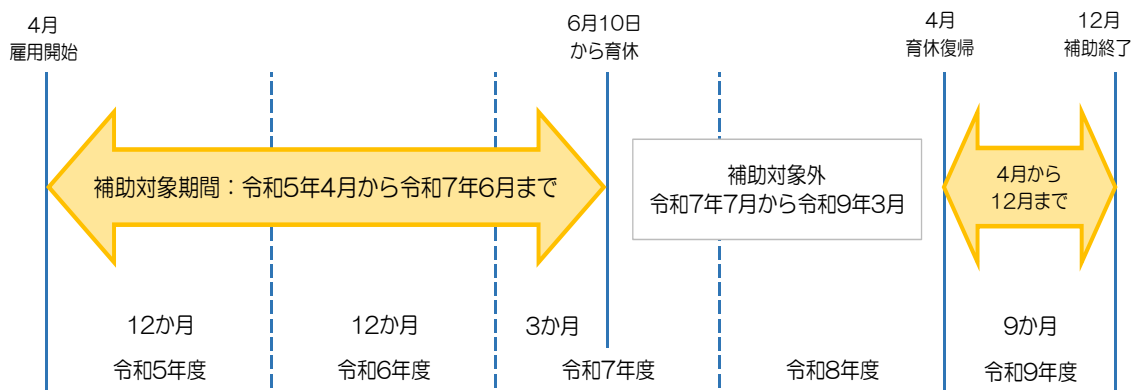
A 産前・産後休暇取得期間中は対象になります。出生後に「綾瀬市保育士奨学金返済補助金変更（中止）承認申請書（第4号様式）」のその他の欄に誕生日を記載の上、変更の手続きをしてください。

Q9 育児・介護休業、療養休暇中は対象になりますか。

A 育児・介護休業、療養休暇中は対象になりません。ただし、休業前と同じ保育施設に復帰する場合は、再度補助対象とすることができます。

例 令和5年4月に雇用され、既に奨学金を返済している。

令和7年6月10日から育児休業を取得し、令和9年4月に復帰する場合



Q10 補助対象額はいくらですか。

A 補助対象額は、返済額の2分の1（1円未満切捨て）です。補助上限額は、1年度につき12か月で最大20万円、最大補助対象期間36か月で最大60万円です。

年度ごとの補助上限額の考え方

補助上限額 20万円 × (補助対象期間 / 12か月)

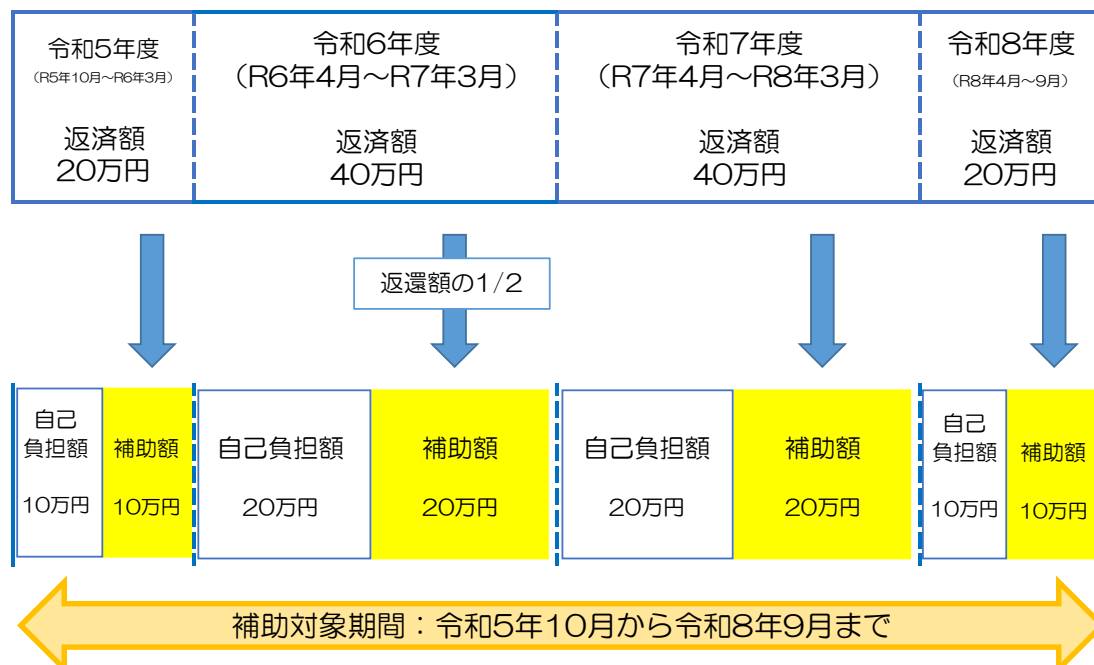
例① 補助対象期間が6か月の場合

20万円 × (6か月 / 12か月) = 10万円

例② 補助対象期間が9ヶ月の場合

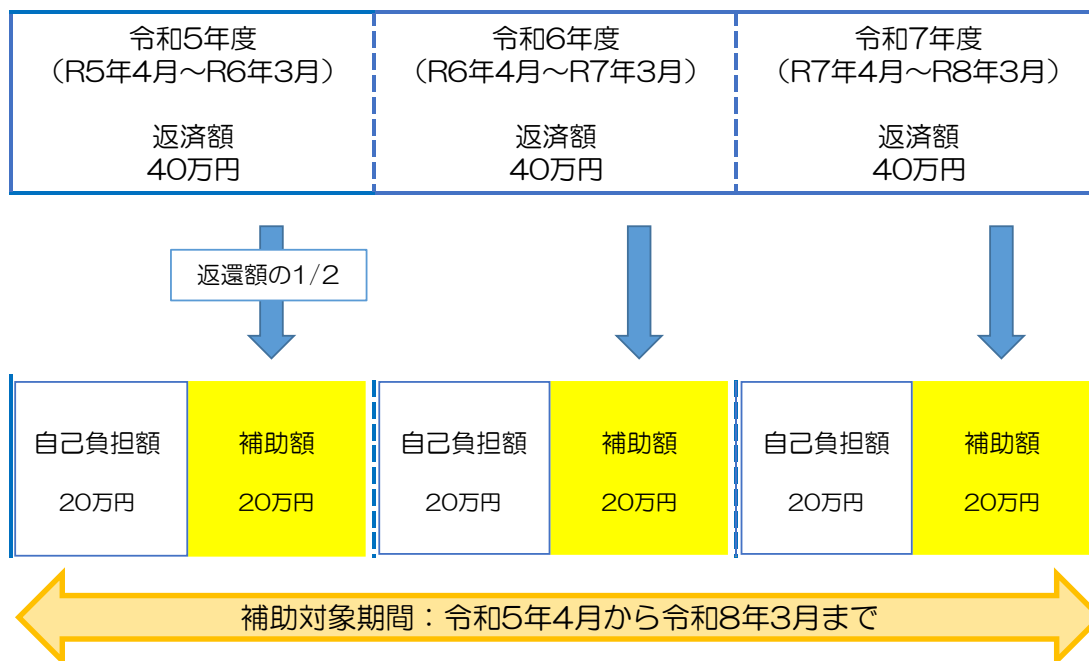
20万円 × (9ヶ月 / 12か月) = 15万円

例① 新卒の新採用職員で奨学金の返済が10月から開始する方
令和5年4月に雇用開始の場合



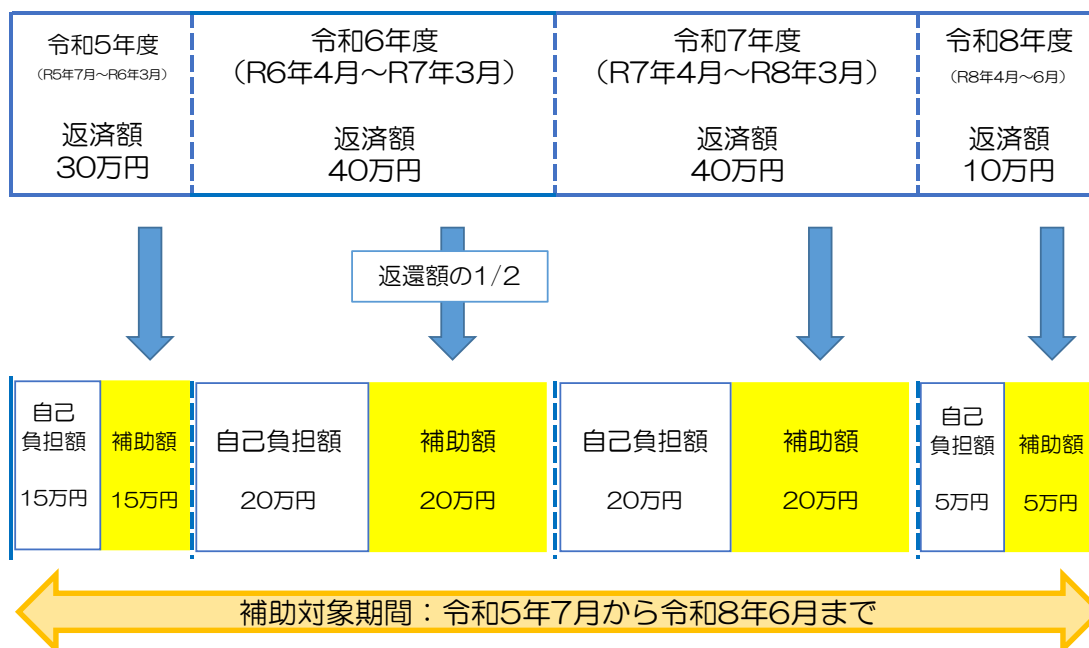
例② 新採用職員で既に奨学金の返済をしている方

令和5年4月に雇用開始の場合



例③ 年度途中で雇用され、既に奨学金の返還をしている場合

令和5年7月に雇用開始の場合



Q11 繰上返済をした場合、補助額はどのように変わりますか。

A 繰上返済をした場合、補助上限額内であれば補助の対象とすることができます。繰上返済に関する手続き方法等については、貸与している機関にお問合せください。

例 月額返済額が1万円の場合

	令和5年度 (R5年10月～R6年3月)	令和6年度 (R6年4月～R7年3月)	令和7年度 (R7年4月～R8年3月)	令和8年度 (R8年4月～9月)
月額返済分	6万円 (1万円×6か月)	12万円 (1万円×12か月)	12万円 (1万円×12か月)	6万円 (1万円×6か月)
繰上返済分	14万円	28万円	28万円	14万円
合計返済額	20万円	40万円	40万円	20万円

令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
自己負担額	10万円	20万円	20万円	10万円	10万円	10万円	10万円
補助額	10万円	20万円	20万円	10万円	10万円	10万円	10万円

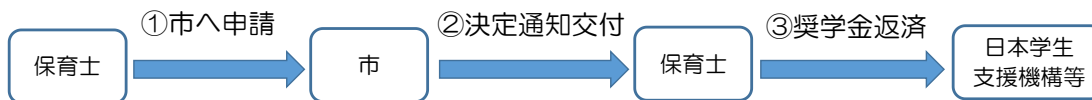
繰上返済を検討される方は、下記の表を参考にしてください。

		年度	年度	年度
①補助上限額	20万円×(補助対象月数/12か月)	円	円	円
②補助上限額受給に必要な返済額	① × 2	円	円	円
③現返済額	月額返済額×返済月数	円	円	円
④繰上返済額	② - ③	円	円	円
⑤合計返済額	③ + ④	円	円	円
⑥補助額	⑤ × 2分の1	円	円	円
⑦自己負担額	⑤ - ⑥	円	円	円

Q12 補助金の申請から支払いまでの流れを教えてください。

A 申請から支払いまでの流れは、下記の通りです。

●申請から返済（就労）



●返済完了後から補助金交付（年度末）



Q13 補助金はいつ支払われますか。

A 支払いは、年度毎です。当該年度の返還が完了し、実績報告後に補助対象者が市に請求し、請求された1～2か月後に指定された口座に振込みます。

Q14 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類とはどのようなものですか。

A 貸与を受けている機関によっても異なりますが、日本学生支援機構の場合は、「奨学金返還証明書」の提出が必要です。

Q15 奨学金を返済したことを証明する書類とはどのようなものですか。

A 貸与を受けている機関によっても異なりますが、日本学生支援機構の場合は、「奨学金返還額証明書」の提出が必要です。

Q16 申請した内容に変更が生じました。どのような手続きが必要ですか。

A 「綾瀬市保育士奨学金補助金変更（中止）承認申請書（第4号様式）」に変更事項を記載の上、速やかに保育課に提出してください。

令和5年6月作成